

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 菫 敏
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、医政局総務課、保険局医療課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

これまで、新型コロナウイルス感染症に関する保健・医療提供体制の構築に際して、医療機関でクラスターが発生した場合やコロナ以外の疾患が原因で受診した患者がコロナ陽性と判明した等の場合に、当該医療機関がコロナ患者受け入れ医療機関でない場合であっても、当該医療機関で入院の原因となった疾患の治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されるよう依頼がなされております。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床に関して、上記を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱い及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについて、これまで示されてきた事務連絡の一覧とともに、改めて取りまとめられたものになります。なお、本事務連絡により新たに示された取扱いはございません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年11月11日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
医政局総務課
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる療養病床の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に関する保健・医療提供体制の構築に際しては、医療機関でクラスターが発生した場合やコロナ以外の疾患が原因で受診した患者がコロナ陽性と判明した等の場合に、当該医療機関がコロナ患者受け入れ医療機関でない場合であっても、当該医療機関で入院の原因となった疾患の治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されるよう依頼しているところです。

都道府県からコロナ患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定でき、また、その場合、薬剤料などの検査・治療に係る費用については出来高で算定することができるほか、病床確保料の対象とすることを可能としています。

療養病床でコロナ患者を受け入れる医療機関については、都道府県に対して割り当てを申請するよう周知いただくとともに、都道府県で申請内容が適正と認めた場合には速やかに割り当てていただくようお願いします。

また、院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関については、都道府県が厚生労働省と協議して重点医療機関と認めた場合は、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間に限り指定されたものとみなして、重点医療機関の空床確保の補助の対象として差し支えありません。

以上のとおりお示した、コロナ患者を受け入れる療養病床の取扱いについて、御了知の上、貴管下の医療機関に周知の方をお願いします。

(参考) 上記の取扱いに係る事務連絡

- ・「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」(令和4年4月28日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000935369.pdf>

- ・「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)」(令和4年10月17日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001002068.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その33)」(令和3年1月13日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000718882.pdf>

- ・「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(令和4年10月28日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001006744.pdf>